

○八女西部広域事務組合金銭会計規則

(昭和 52 年 10 月 1 日 規則第 4 号)

(目的)

第 1 条 この規則は、八女西部広域事務組合の金銭会計事務の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

(規則の準用)

第 2 条 金銭会計事務の取扱については、筑後市金銭会計規則（昭和 51 年規則第 8 号）を準用する。

- 2 前項規則中「市長」を「組合長」に、「課長」を「事務局長」に読み替える。
- 3 第 1 項の規定にかかわらず出納員については、組合長があらかじめ指定する職員がその事務を行うものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。